

南房総市規則第22号

南房総市宿泊税検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南房総市附属機関設置条例（平成26年南房総市条例第1号）に基づき設置された南房総市宿泊税検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、宿泊税に関する事項を調査審議し、その結果を答申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 旅行業関係事業者を代表する者
- (3) 観光関係団体を代表する者
- (4) 経済団体を代表する者
- (5) 宿泊事業者を代表する者

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会は、第2条に規定する所掌事務に関し調査及び研究を行わせるため、作業部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民生活部税務課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。